

(表面)

《長野県内共通》 盛土規制法 許可不要チェックシート【建築確認申請添付用】

建築主事等又は指定確認検査機関 宛て

記入年月日： 年 月 日

1. 建築行為の概要

建築主	住 所	
	氏 名	
申請地 地名地番		長野県
申請建築物 用途		
該当する規制区域		☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域

2. 上記の建築行為に伴う造成工事の規模(該当する□にチェック)

宅地造成等工事規制区域			特定盛土等規制区域		
許可対象となる造成工事 (詳細は裏面参照)	チェック欄(☑)		許可対象となる造成工事 (詳細は裏面参照)	チェック欄(☑)	
①盛土で高さが1mを超える崖※を生ずるもの	☐ あり	☐ なし	①盛土で高さが2mを超える崖※を生ずるもの	☐ あり	☐ なし
②切土で高さが2mを超える崖※を生ずるもの	☐ あり	☐ なし	②切土で高さが5mを超える崖※を生ずるもの	☐ あり	☐ なし
③盛土と切土を同時に行い、高さが2mを超える崖※を生ずるもの【①、②を除く】	☐ あり	☐ なし	③盛土と切土を同時に行い、高さが5mを超える崖※を生ずるもの【①、②を除く】	☐ あり	☐ なし
④盛土で高さが2mを超えるもの【①、③を除く】	☐ あり	☐ なし	④盛土で高さが5mを超えるもの【①、③を除く】	☐ あり	☐ なし
⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² を超えるもの【①～④を除く】 (盛土又は切土をする厚さが 30cm以下のものは除く)	☐ あり	☐ なし	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000m ² を超えるもの【①～④を除く】 (盛土又は切土をする厚さが 30cm以下のものは除く)	☐ あり	☐ なし

※「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの(擁壁を含む)

3. 盛土規制法の許可要否(該当する□にチェック)

☐ 全 て 「 な し 」 ⇒ 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可対象となる土地の形質の変更はありません。【※許可不要】
このチェックシートに記載の事項は、事実と相違ありません。

設計者 氏名

☐ 一つでも「あり」 ⇒ 盛土規制法の許可が必要となる可能性があります。申請地を管轄する長野県建設事務所維持管理課又は長野市・松本市の担当課にお問合せください。

《長野県建設部都市・まちづくり課(Tel:026-235-7297)》

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/moridokiseihou_shinsei.html

《長野市建設部建築指導課(Tel:026-224-9735)》

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n183500/contents/p005608.html>

《松本市建設部建築指導課(Tel:0263-34-3285)》

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/86/146317.html>

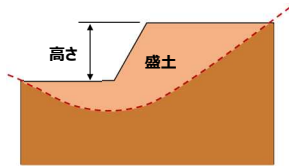
〔長野県〕 〔長野市〕 〔松本市〕



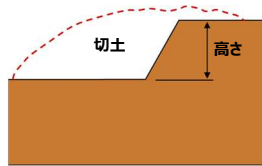
許可

《宅地造成等工事規制区域》

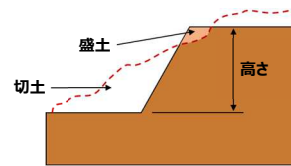
- ① 盛土で高さが **1m超** の崖※を生ずるもの



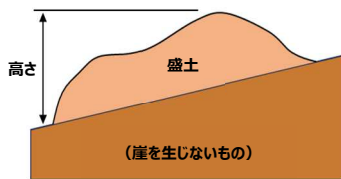
- ② 切土で高さが **2m超** の崖※を生ずるもの



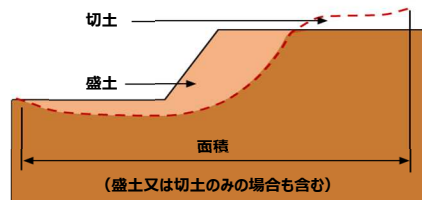
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超** の崖※を生ずるもの
【①、②を除く】



- ④ 盛土で高さが **2m超** となるもの【①、③を除く】



- ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が **500㎡超** となるもの【①～④を除く】
(盛土又は切土をする厚さが 30 cm 以下のものを除く)

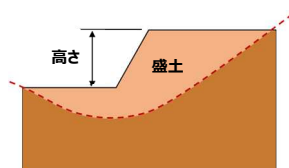


※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの（擁壁を含む）

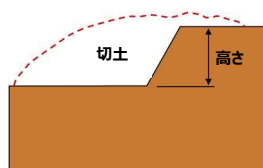
届出 許可

《特定盛土等規制区域》

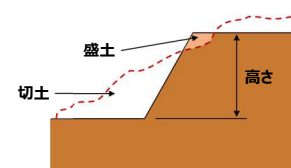
- ① 盛土で高さが **1m超 2m超** の崖※を生ずるもの



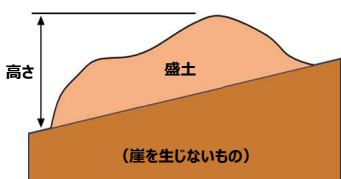
- ② 切土で高さが **2m超 5m超** の崖※を生ずるもの



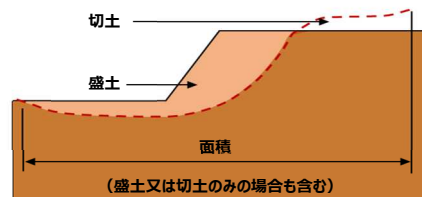
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超 5m超** の崖※を生ずるもの
【①、②を除く】



- ④ 盛土で高さが **2m超 5m超** となるもの【①、③を除く】



- ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が **500㎡超 3,000㎡超** となるもの【①～④を除く】
(盛土又は切土をする厚さが 30 cm 以下のものを除く)



※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの（擁壁を含む）

※ 届出対象となる造成工事に該当する場合は、届出が必要となります